

第55回大阪府環境審議会会議録

開 催 日 平成28年11月25日

開 催 場 所 プリムローズ大阪 3階 「高砂」

第55回大阪府環境審議会

平成28年11月25日

司会（湯佐課長補佐） 定刻になりましたので、ただいまから第55回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきますのは、環境農林水産部環境農林水産総務課の湯佐でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方にはお忙しい中ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の石川から挨拶申し上げます。

石川環境農林水産部長 おはようございます。大阪府環境農林水産部長の石川でございます。第55回大阪府環境審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、本日ご多忙のところ、この審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、平素から本部の環境行政並びに府政の各般にわたりましてご支援、ご協力をいただいておりますこと、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日の審議会ですけれども、審議事項が6件、報告事項が5件となっております。限られた時間でございますが、たくさんの項目となり恐縮でございますけれども、よろしく願いを申し上げます。

このうち、審議事項でございますが、諮問案件が1件ございまして、気候変動の影響への適応についてという項目でございます。これは、大阪府域における気候変動の影響への適応につきまして、基本的方向性について、環境審議会のご意見を求めるものでございます。

皆様方にご承認をいただいた後に、専門部会でご審議をいただきたいというふうに考えておりますけれども、部会での審議に先立ちまして、ご意見をいただければと思っております。

また、河川水質環境基準に係る類型指定についてをはじめ、水質部会、温暖化対策部会、流入車対策部会でご検討いただきました答申案件4件を予定いたしております。

また、そのほか、この間各部会でご審議をいただきました事項について、部会長からご報告をいただくこととしております。

各部会におかれましては、限られた時間の中、精力的にご検討いただき、答申並びに報告をおまとめいただきまして、まことにありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会 次に、資料の確認をさせていただきます。お手元に議事次第、その裏面に資料一覧、配席表、大阪府環境審議会委員名簿、環境審議会条例、資料1-1としまして本日諮問させていただき諮問文の写し、出席確認表をお配りしております。報酬等の支出手続が必要な委員の皆様について、ご出席が確認できる書類が必要でございますので、大変お手数ですが、出席確認票にお名前をご記入いただきますようお願いいたします。なお、出席確認票は、お帰りの際、お席に置いたままにさせていただきようお願いいたします。

続きまして、6月に開催しました第54回環境審議会以降に新たにご就任いただいた委員のご紹介をさせていただきます。

大阪府漁業協同組合連合会代表理事会長の岡委員でございます。

岡委員 岡です。よろしくお願いいたします。

司会 その他のご出席の委員及び幹事の皆様につきましては、お時間の関係上、省略させていただきますが、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数42名のうち31名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

本日は、諮問事項が1件ございます。資料1-1、これによりまして、大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。

部長から諮問文をお渡しさせていただきますので、しばらくお待ちください。

石川環境農林水産部長 それでは、私の方から、知事にかわりまして諮問文を

お渡しさせていただきます。

大阪府環境審議会会長 石井実様

大阪府知事 松井一郎

気候変動の影響への適応について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

よろしく願いいたします。

司会 それでは、これ以降の議事につきましては、石井会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

石井会長 皆さん、おはようございます。

本日は、高砂というおめでたい名前の会場で開催することになりました。朝早くからお集まりいただき、ありがとうございます。今日は、先ほどございましたように、多数の議題がございます。12時までということですので、要領よく進めたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

まずは、先ほど諮問がございました気候変動の影響への適応についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

小野エネルギー政策課長 それでは、諮問の内容についてご説明をさせていただきます。エネルギー政策課の小野でございます。どうぞよろしく願いいたします。座ってご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

まず、資料1-1の方が諮問文の写しとなっておりますが、要点を次のA3の資料、資料1-2にまとめておりますので、こちらの方でご説明をさせていただきます。

まず、資料1-2の左上の背景と課題のところをごらんください。

国連の組織で科学的、技術的、社会経済学的な見地から気候変動の評価を行います気候変動に関する政府間パネル、IPCCと言われていますが、その第5次評価報告書では、温室効果ガスの削減を進めたとしても、今後、世界の平均気温はさらに上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響リスクが高まると予想されています。

このため、温室効果ガスの排出抑制等を行う、いわゆる「緩和」の取り組みを引き続き行うことはもとより、既にあらわれている影響や中長期的に避けら

れない影響を軽減するための取り組み、いわゆる「適応」を進めていくことが必要となっております。

世界の状況としましては、その下の囲みをごらんください。

昨年開催されました気候変動枠組条約第21回締約国会議、COP21でございますが、これにおきましてパリ協定が採択され、適応につきましては、長期目標の設定や各国の適応計画プロセス、行動の実施が位置づけられております。

なお、このパリ協定につきましては、本年11月4日に発効しております。

また、国におきましては、平成27年11月に気候変動の影響への適応計画を閣議決定いたしまして、今後おおむね10年間にかけます我が国の気候変動の影響への適応に関する基本戦略や実施する施策の方向性が示されたところでございます。

続きまして、右上の囲みをごらんください。

大阪府域における気候、気温と降水量についての現状と将来予測についてご説明いたします。

大阪の年平均気温は、現状のところに記載しておりますように、この100年間で1.95度上昇しております。下のグラフに示しておりますように、特に高度経済成長期以降の上昇傾向が顕著となっております。

また、大阪管区气象台によりますと、今世紀末には、現在気候と比べて約2.8度上昇すると予測されております。

降水量につきましては、現状では大阪の年降水量に変化は見られませんが、近年、記録的豪雨が発生しております。

また、今世紀末には年降水量が増加するとともに、1日の降水量、こちらのほうが100ミリ以上になるという大雨になる日数が2倍以上に増加すると予測されております。

続きまして、左下の囲みをごらんください。左下の一番下のところでございますが、大阪府におけます適応の取り組みについて、ご説明いたします。

平成27年3月に法定計画であります大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、適応策の推進として、府域への気候変動の影響把握や対策検討等に取り組むことを国に先立ちまして記載しております。しかしながら、

社会環境や自然環境への気候変動の影響リスクが増大する中で、適応策を着実に進めていくことが求められておりますことから、今般、この実行計画の改定を行うことといたしまして、環境審議会にご審議をお願いするものでございます。

具体的には、資料の真ん中の下の方をごらんいただきたいんですが、検討内容（案）という囲みのところでございます。

環境審議会では、21世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、府域における気候変動への適応の取り組みの基本的方向性について、ご審議をお願いしたいと考えております。

なお、大阪府におきましては、平成27年度に環境農林水産分野についての気候変動の影響と適応について整理をいたしまして、現在、そのほかの分野につきましても全庁的な整理を進めているところでございます。

適応の基本的方向性の検討に当たりましては、こういった府内で進めております整理しました資料をお使いいただきながら、また、審議会での検討状況をもとに、必要に応じましてこうした資料の整理内容も見直していくということで検討を進めたいというふうに考えております。

最後に、今後のスケジュールについてでございます。

事務局といたしましては、本件は、本審議会に設置されております温暖化対策部会におきましてご検討いただき、次回の環境審議会でご答申をいただければと考えております。

その後、大阪府におきましてパブリックコメントを経て、平成29年秋ごろに大阪府地球温暖化対策実行計画を改定し、その計画をもって大阪府の気候変動への適応計画と位置づけてまいりたいと考えております。

ご説明は以上でございます。どうぞご審議の方、よろしくお願いいたします。

石井会長 どうもご説明ありがとうございます。

温暖化の防止策は引き続き続けるけれども、温暖化というのはすぐにとまらないということで、適応策を大阪府としても考えていきたいということでございます。

それでは、ただいまのご説明ですが、ご意見、ご質問等あったら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、本案件ですけれども、先ほど、右下の方にございましたように、集中的に検討していただく必要があるというふうに考えますので、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定によりまして、専門部会で審議していただきたいというふうに思っております。既に温暖化対策部会がございますので、そこでご検討いただき、その結果を本審議会でご議論いただくという方向で考えたいと思います。これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

石井会長 どうもありがとうございます。それでは、部会で諮問事項をご検討いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、次の審議事項でございます2番目、河川水質環境基準に係る類型指定についてということで、これは本年3月の第53回本審議会で大阪府から諮問があったものでございます。水質部会において集中的にご審議をいただいております。今般、部会としてのご報告を取りまとめていただいておりますので、池委員からお願いいたします。

池委員 水質部会の池でございます。よろしく願いいたします。

平成28年3月25日に知事から諮問されました河川水質環境基準に係る類型指定について、水質部会において審議いたしましたので、ご報告申し上げます。

報告の本体としては、冊子体の資料2-2にまとめさせていただきましたが、少し大部でございます。その概要につきまして、資料2-1というA3判の1枚物にしておりますので、今日は主にこれを用いて説明をさせていただきます。

報告に入ります前に、河川水質の環境基準について少しご説明を申し上げておきます。先ほどの冊子体の資料2-2の後ろから4枚目で、ページとしては参1と記しておりますページがございますので、ごらんいただければ幸いです。

ここに書いていますように、河川水質の環境基準は、水域の利用目的に応じて、BOD等の5項目については、AA類型からE類型までの6種類が設けられております。また、水生生物の保全に関する項目であります全亜鉛等の3項目につきましては、生物Aから生物特Bの4種類の類型が設けられております。

それぞれの環境基準が設定されるわけですが、この類型につきましては、都道府県知事が指定することとされております。したがって、水域の利用目

的、水質汚濁の状況等に応じまして、適宜見直すという状態になっております。

それでは、審議内容につきましては、先ほど申し上げましたA3判の資料2-1を用いましてご報告申し上げます。

まず、左上の囲みにあります審議経過ですが、大阪府では、平成21年に前回の類型指定の見直しを実施しています。その後、水域の利用目的、あるいは、水質汚濁の状況等の変化がございますので、これの適切な見直しを行う必要があります。それについて、先ほどのように知事から諮問がなされましたので、水質部会を4回開催して、検討いたしました。

部会におきましては、類型指定の基本的な考え方をまず定めております。先ほどの審議経過の下のマスでございます。近年の河川水域の利用状況、それから、水質等の状況の変化を踏まえまして、(1)、(2)にありますように、先ほどありました2つの項目につきまして、考え方をまず定めております。

まず、(1)のBOD等の5項目につきまして、①とありますとおり、河川の代表的な汚濁指標であるBODに主眼を置いて検討することをまず定めております。

それから、②にございますように、淀川水系、神崎川水系など各水系で目指すべき類型というものを表1のようにまとめまして、これを目指す格好で設定を進めることにいたしました。

それから、具体的に③ですけれども、各水系の個別の河川水域の類型につきましては、新規の類型指定については、流路延長及び流域面積をもとに、利用目的、水質の状況、汚濁発生源の状況、将来の開発予定などを考慮して検討することとしました。

それから、平成26年度にA類型の環境基準達成率が100%となっていることを踏まえまして、A類型の水域であって、AA類型の水質を十分に満たして、自然探勝の場としての利用がなされている水域については、AAという類型に改定することを検討しました。実は、大阪府は、今までAA類型という一番良い類型の指定がなかったのですが、今回、それを指定するという方向で検討を進めました。

それから、その他の水域につきましては、近年の水質状況等を考慮いたしまして、できる限り上位の類型へ改定するという方向で見直しを行いました。

それから、(2)の水生生物の保全に関する3項目については、①とありますとおり、カジカなど冷水性の魚種や、希少種が生息している可能性のある水域については、記載しております4つの条件を総合的に考慮いたしまして、これらを満たしている場合には、生物Aに指定することにしました。

これ以外の水域で、BOD等5項目に係る類型がC類型以上となっている水域につきましては、生物の生息に適している水質であるということから、生物Bに指定するという方向で検討させていただきました。

以上の基本的な考えを受けまして、右側に類型指定案を書いております。

抽出いたしました個々の河川水域について、過去6年間の月別の水質状況、それから河川の利用形態、流域のBOD汚濁負荷量の状況等を詳細に検討いたしまして、類型指定は、表2に示しておりますような形が適当であるということで、結論を得ております。

具体的には、①の新規類型指定としては、豊中市内を流れる天竺川を選定いたしまして、BOD等5項目に係る類型はB類型、達成期間については直ちに達成するというイ、それから、水生生物項目に係る類型は生物Bという類型で指定させていただきました。

それから②、上位の類型への改定を行うものについては、8河川水域について、BOD等の5項目の類型をより上位の類型に改定することが適当であると判断いたしました。

今回初めてAA類型を指定すると、先ほど申しましたとおり、表の一番上の淀川水系の芥川(1)、その下の箕面川(1)、それから大和川水系の石見川の3河川水域をAA類型に指定することといたしました。

その他、BからD類型の河川水域を上位の類型に改定することが適当としております。

また、このうち、D類型からC類型へ改定する恩智川、大津川下流につきましては、C類型以上となりましたために、新たに生物Bという類型を指定することと判断させていただきました。

それから、③の、安威川下流の2つの水域につきましては、現在、同じ類型であり、また、水質や利水状況等に差がありませんので、類型範囲を1つに統合するという形で合理化をさせていただきました。

以上の見直しにより、類型別の河川水域数は、下の表、表3のように改定されることとなります。

それから、この類型指定案につきまして、パブリックコメントを行い、2件の意見を頂戴いたしました。この意見も踏まえて、さらに検討いたしました結果、ご説明した原案のとおりで適当であるという結論に至っております。

以上が報告になりますが、部会報告の方では「おわりに」を書かせていただきました。今回は、大阪府で初めてAA類型という指定をさせていただきました。都市部ですので、非常に挑戦的な取り組みを提言させていただいたこととなります。府においては、このことを先進的な事例として捉えていただいて、他の河川の水質保全の取り組みにも波及させていただければと思います。今後また、こういうAAになりましたということを積極的に府民に向けて情報発信をしていただければありがたいと思っております。

以上、報告でございます。どうもありがとうございました。

石井会長 どうもありがとうございました。

部会におかれましては精力的にご検討いただき、報告を取りまとめていただきました。部会長をはじめ、委員の皆様方に対しまして厚く御礼申し上げます。

大和川は、関東の綾瀬川と10何年ぐらい前はワーストワンを争っていて、BODで10ppm前後で、授業でそういうことを言いながらため息をついていたのですが、何と大阪で大和川水系でもAA類型の基準が適用できるようになったということで、本当にご努力が実っているのかなというふうに思っております。

それでは、ただいまのご説明でございますけれども、ご意見、ご質問等あったら、お願いいたします。特にないでしょうか。

では、前迫委員、お願いします。ちょっとマイクが行きますので、お待ちください。

前迫委員 ご報告ありがとうございました。お尋ねしたいことは、今回、よくなる方のご報告があって、大阪の河川も大変よくなっているんだなと少し認識を新たにしたところがありますが、悪くなったというか、グレードが下がったことについて、何か情報がありましたらという点と、もう1つは、類型というのがBODという化学的な水質というところが非常に重く評価されているよう

な気がいたしますが、その周りの生態系ですとか、植物、動物群といいますか、そのあたりは、例えば神崎川とか猪名川にしても外来種しか目につかないような、陸上の河川敷あたりは非常に外来種が繁茂しているというところもございます。今後の河川評価として、そういったBOD以外の要素というのは、先ほどの地球温暖化適応策とも関連して非常に重要なのではないかというふうにちょっと感じるところもございますが、そのあたりについて、補足いただければ大変ありがたく思います。よろしく願いいたします。

池委員 グレードが下がったというのではなくて、より高度な水質を目指す水域という指定になってございまして、下がったところはございません。だんだんよくなっていますので、達成できる見込みのあるところについては、1つ上を全て目指していきました。その中で、AA類型という国の定めでも一番上位の類型を指定できたということで、今おっしゃった懸念の方はございません。

また、生物に関しましては、報告書の方は分厚いのでまた見ていただければと思いますが、前の審議会でご意見をいただいておりますので、魚類の水生生物の方の基準指定にあたって、魚の調査結果だけではなくて、さまざまな昆虫等も含めました生物の存在についても確認して、こういう類型指定ができるのではないかという判断をしております、以前にいただいたコメントを活かして、ほかの生物についても少し見ながら設定をしております。

ただ、今後、温暖化なども含めまして、生態系が大きく変わっていく可能性がございますので、注視をしていく必要があると存じております。

以上でお答えになっていればと思いますが。

前迫委員 大変ありがとうございます。

石井会長 はい、ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。では、松本委員、お願いします。

松本委員 ちょっと教えてほしいのですが、今回、A類型からAA類型が設定されたということ、それは現在きれいになったというイメージなのですが、それを維持するために何か特別な規制とか、今後考えるとか、そういうことは今回特に必要ないのでしょうか。

池委員 先ほど報告しましたように、過去6年の水質を見て安定していること、それから、その水域の利用形態が大きく変わる見込みが今のところないだろう

ということで、現状では大きく何か別の施策を展開しないと守れないということはないと、今までどおりしっかりとやっていけば大丈夫であろうと結論をして、部会として指定をしました。

石井会長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、2名の委員の方から貴重なご意見もいただきました。

それでは、この報告についてはご了解いただけたとみなしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

石井会長 どうもありがとうございます。

では、本案を審議会の答申とさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、審議事項の3番でございます。第8次総量削減計画のあり方及び総量規制基準についてということで、これは本年6月の第54回の本審議会で大阪府から諮問のあったものでございます。水質部会におきまして集中的にご審議をいただき、今般、部会としての報告を取りまとめていただいております。

それでは、また池部会長ですが、よろしく申し上げます。

池委員 それでは、お手元でございます資料3-2、これが報告で冊子体になってございます。それをまとめた概要版が資料3-1というA3判の1枚になってございますので、この2つを使ってご報告申し上げます。

平成28年6月27日に知事から諮問されました第8次総量削減計画のあり方及び総量規制基準について、水質部会を3回開催して、審議をいたしました。

まず、審議経過とございます左上の囲みをごらんください。

まず、審議に当たって、基本的な考え方を検討いたしました。

総量削減計画のあり方につきましては、国が本年9月に策定いたしました総量削減基本方針に従って検討し、大阪湾につきましては、特に窒素、りん的环境基準が達成されている一方で、CODの環境基準達成率が低いことや、汚濁負荷量に占める生活排水の割合が高いこと等を踏まえて検討することといたしました。

次に、総量規制基準につきましては、C値と呼んでおりますCOD等の濃度

に相当する値を、業種区分ごとに国が定める範囲の中で、府県が設定するということになっております。

今回の審議に当たりましては、C値というものの範囲が、国の方で下限値が変更されておられません。したがって、第7次での下限値を採用している業種区分については、引き続き下限値を採用することにいたしました。

それからまた、窒素、りんにつきましては、C値の上限値も変更されておられませんので、これを勘案いたしまして、現状の排水実態を考慮して検討することにいたしました。

CODにつきましては、上限値の引き下げ状況を勘案いたしまして、現状の排水実態等を考慮し、どう変えていくかということについて検討いたしました。

それから、審議結果といたしましては、総量削減計画のあり方として、まず(1)と書いていますが、発生源別の削減目標量でございます。

ここにごございます表1の左側に示しております大阪府の削減目標量①は、国の総量削減基本方針で示された大阪府で目標とする汚濁負荷量を示したものになってございます。CODにつきましては、平成26年度の1日当たり49トンから、引き続き削減を図りまして、平成31年度には1日当たり46トンにすることとされております。

一方、窒素、りんにつきましては、それぞれ49トンから48トン、3.0トンから2.9トンと、削減量は非常に小さい設定になってございます。

これらの、国が示しました全体の削減目標量に基づきまして、生活排水、産業排水といった発生源別の削減目標量を検討いたしました。

CODにつきましては、未処理でそのまま河川等に流入している、いわゆる雑排水が汚濁負荷全体の16%を占めておりますので、引き続き下水道の整備など、生活排水対策を重点的に進める必要がございます。

また、汚濁負荷の確実な削減を行うためには、引き続き各事業場から汚濁負荷の削減指導を進める必要がございます。

以上の点を踏まえて検討いたしました結果、発生源別の削減目標量につきましては、表1の右側の②と示してございますとおりの値として答申させていただきました。

右側に参ります。次に、この削減目標量を達成する方途についてです。

資料右側の（２）ですが、生活排水につきましては、下水道の整備の推進、接続の促進、合併処理浄化槽の普及の促進、合流式下水道における計画的な改善の取り組みを推進すること、それから産業排水につきましては、適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底すること、またその他として、農地からの負荷削減対策や、畜産排水対策等を推進することなどの取り組みを進めることが適当であるとさせていただきました。

また、その他汚濁負荷量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項につきましては、本年６月に本審議会から答申されました「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画のあり方」に盛り込まれております、湾奥部における生物が生きやすい場所の創出などの取り組みの推進を行うのが適当であるとしております。今日、これについてはご報告があるように聞いております。

次に、総量規制基準について、２と書いてあるところです。先ほど説明申し上げました基本的な考えに沿って、各事業所の排水処理実態等を踏まえて審議いたしまして、表２のように、CODについては９つの業種区分、窒素については１つの業種区分のＣ値を見直し、それ以外の業種については据え置くことが適当であると判断させていただきました。

これについて、パブリックコメントを行いました結果、特に意見はございませんでしたので、この案のとおりでここに答申させていただくことといたしております。

以上でございます。

石井会長 ありがとうございます。部会におかれましては、２つの諮問案件を扱っていただき、本当にありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明ですけれども、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特にございませんようでしたら、ただいま池先生の方からご説明いただいた本案を審議会の答申とさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

では、続きまして、４番目の審議事項でございます。建築物の環境配慮のあり方についてということで、これも本年６月の第５４回本審議会で大阪府から諮問があった案件でございます。温暖化対策部会において集中的にご審議をい

ただ、今般、部会としての報告を取りまとめていただいております。

では、部会長の下田委員からご説明をお願いいたします。

下田委員 下田でございます。前回の環境審議会以来、3回の部会を開催いたしまして、この建築物の環境配慮のあり方についてということで報告をまとめさせていただきました。資料は4-1と4-2でございますけれども、4-1でまとめてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、概要でございますけれども、国は、日本の約束草案、パリ協定を踏まえて、2016年5月に温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比で26%削減という地球温暖化対策計画を策定しております。

ただ、その内容をよく見てまいりますと、特にビル、住宅などの建築物におけるエネルギー消費に関わる業務その他部門と呼ばれているところと、家庭部門の温室効果ガス排出量をそれぞれ2030年度に2013年度比40%削減という高い削減目標を掲げておりまして、この両部門に対して非常に大きな期待を持っているわけでございます。

実は、大阪府は、国に先駆けまして非常に厳しい建築物の環境配慮への取り組みを行ってまいっております。今後も国に先駆け、中長期的視点に立った建築物の環境配慮への取り組みを期待するという、この部分につきましては、報告の最後のところに書かせていただいているところでございます。

具体的な中身につきましては、その下の左側の1番のところに、現状と課題を示してございまして、右側の2番のところに、それに対する今回の報告の概要、環境配慮のあり方についてということでまとめてございますので、左、右の対照でご説明をさせていただきます。

まず、国の方で建築物省エネ法というのができました。これが2017年度から2,000平米以上の住宅以外の建築物を新築・増改築するときには、エネルギー消費量の基準のみ適合義務化しようとしている。といいますのは、建築の省エネルギー基準は2つの指標がございまして、1つが建物の壁や窓の断熱・機密性を指定したもの、もう1つが、それも含め、建築物の設備も含めた総合的なエネルギー消費効率を定めたものがございまして、今回、建築物省エネ法で義務化されるのは後者、建物の外皮性能とそれから設備性能を総合的に扱ったエネルギー消費量基準のみということになっております。

ところが、大阪府は、国に先駆けまして、昨年度、2015年度から1万平米以上の建物については、新築・増改築時に省エネ基準、これは外皮とそのエネルギー消費量基準の両方を義務化しているという状況にございました。

今回、この建築物省エネ法の制定を受けて、どのように対処するかということで、一番左下の表のところに現況を説明しておりますけれども、大阪府でやっておりましたのが、その2つの外皮とエネルギー消費量基準について、1万平米以上について義務化するというグレーの部分でございます。それに対して、黒の太い点線で示しましたエネルギー消費量基準のみ、ただし対象を2,000平米以上に引き下げて、範囲を拡大して義務化するというのが国の施策でございます。

それに対しまして、この部会での報告では、まず、建築物の外皮性能の向上は、新築・増改築時には比較的対応が容易であるが、建築後は対応が困難であると。一遍建ててしまうとなかなか難しい、その後、向上させるのが難しいと。それから、建築物の寿命が長いため、これは、より厳しい温室効果ガスの排出量基準が課されるであろう2050年目標を考えますと、今から建てる建物は2050年に建っているわけでございますから、それをにらんで、やはり、外皮の基準については引き続き義務化すべきと。

外皮性能の向上は、長期的なランニングコストの削減、あるいはもちろん温室効果ガスの排出抑制に加えて、執務環境の向上であるとか、災害時にも暖房時の室温低下の抑制など室内環境維持への効果を期待できるということで、新築建築物については、建築物省エネ法によるエネルギー消費量の基準の義務化の対象に合わせて、全国自治体に先駆けて、外皮の基準の適合についても条例の義務対象を拡大すべきということを報告させていただいております。

ただ、仮設建築物等、建築物省エネ法による省エネ基準適合義務化の適用除外となっているものについては、条例でも適用除外となるよう配慮されたいということでまとめております。

それから、また左側に戻っていただきまして、(2)住宅における省エネ基準への適合率ということですがけれども、国は、2020年度に住宅についても省エネ基準適合義務化を予定しているものの、現状の大阪府で建設されている住宅の省エネ基準への適合率は依然として低いと。その基準の中に入っている複

層ガラス等の設置率も、大阪府と同様の気候の地域と比較すると低いという状況にあります。

右側に行っていただきまして、条例による大規模住宅の省エネ基準適合義務化ということで、住宅の省エネ基準適合に伴う断熱化による外皮性能の向上は、長期的なランニングコストの削減、温室効果ガスの排出削減に加え、長く快適に住むことができ、ヒートショックの予防にもなると。暖かい住まいが住宅内での循環器疾病の予防につながるということで、報告書の中にもございますけれども、冬季に室内でこういう循環器病に罹患する方が多いということで、これは府民の健康維持という観点でも非常に重要なポイントだというふうに考えてございます。

省エネ基準への適合率を上げるために、国及び全国都道府県に先駆け、特に環境への負荷が大きいと考えられる床面積の合計が1万平米以上かつ建築物の高さが60メートル超の超高層住宅の、いわゆるタワーマンションでございますが、新築・増改築時より省エネ基準への適合を義務化して、住宅の性能の向上に取り組んでいくべきであるということで、これも右下の表を見ていただきますと、国が非住宅の2,000から1万平米までのエネルギー消費量のみを義務化しているのを、今申し上げた2,000平米以上の非住宅、それから1万平米以上60メートル超の住宅に関しまして、これを条例により義務化してはどうかというご報告をさせていただいております。

これは、これも報告の中にもございますけれども、全国の全ての都道府県の中で、もちろん義務化のようなことを書いているのは2つか3つしかないんですけども、国の中で自治体の条例としては一番厳しい基準になるという状況でございます。

次に3番目、建築物の環境効率の低下ということで、これは、これまでも条例によりまして、CASBEEという総合的な建築物環境性能の評価結果を提出していただいておりますが、その内容を分析いたしますと、環境効率の平均値が年々下がっていると。これは、近年の建築単価の上昇によって、なかなか環境配慮しづらい状況になってきているということでございます。

建築物の環境性能表示では、販売または賃貸に係る一定条件の広告を行う際に、表示を義務化しているものの、府民が建築物環境性能表示を見る機会は少

ないということで、府民の意識からこういう環境性能を高めていくということで、右側の3番目、建築物環境性能表示の義務の拡大。CASBEEによる建築物環境効率の平均値を向上させるには、建築物環境性能表示が人目に触れる機会を増大させることにより、建築主の意識を高めることが重要であるということで、工事現場への表示を義務化すべきである。

これは、下の表でいいますと、これまで広告での表示が義務化されていたのを広告並びに工事現場における表示の義務化に拡大してはどうかという報告にしております。

また、府民が一層見たくなる表示とするよう、エネルギー削減率（建物の燃費）の表示、健康にも寄与すると考えられる断熱性能・遮熱性能の表示など、内容についても今後検討をお願いしたいというふうに考えております。

それから最後、再生可能エネルギー源利用設備の導入ということで、これは届出を見てまいりましても、実際導入されているものが1割程度にとどまっているという現状でございます。

これは、右側でございますけれども、ZEBと書いてありますが、ゼロエネルギービルディングで、これは建物の中でエネルギーの生産と消費をほぼ同量にしてしまおうというものなんですけれども、こういうものが標準化されてきつつある状況にございまして、そういう技術革新の動向などを見ながら、少しこれから方策の検討をお願いしたいと。

それから、建物の場合は、いわゆる太陽光発電のような再生可能エネルギーだけではなくて、建物のデザインでうまく太陽のエネルギーを利用するようなパッシブな自然エネルギー利用促進等もあるということで、これもあわせて検討をお願いしたいということでございます。

最終的に、報告の中で明示しておりますのは、その下の表にありますように、先ほど申し上げましたように、グレーの部分、3つですね。非住宅の外皮基準の義務化、住宅の大規模なものの省エネ基準義務化、それから工事現場における環境性能表示という3点をこの報告の中に盛り込んでございます。

以上です。

石井会長 どうもありがとうございました。部会におかれましては、精力的にご検討いただき、報告を賜りました。どうもありがとうございます。

意欲的な国やほかの自治体に先駆けてというふうなご説明がございました。
では、ご意見、ご質問があったら、お願いいたします。いかがでしょうか。

では、花田委員、お願いします。

花田委員 ご報告ありがとうございました。

建築物の性能を上げることによって、環境配慮あるいは温暖化防止というものにもものすごく大きな力があると思いますので、ぜひ、特にこの大阪府域というところでやっていくということは、とても大きなことだと思いますので、さらに積極的にという今、ご報告をお伺いして心強く思ったような次第なのですが、最後のところで、再生可能エネルギー源利用設備の導入と。利用設備を導入する分というのは、はっきりわかると思うのですが、そのもう1つ書いてあるパッシブな利用、自然エネルギーの利用促進と、これはなかなかわかりにくいところかなと思うのですが、これの促進等とともに検討が必要であるというふうに出ていますが、このあたり、具体的にどういうことをしたら、この促進につながるという、もしお考えがあったら教えていただけないかと思います。

石井会長 では、下田委員、お願いします。

下田委員 暖房、冷房、いろんな対策があるんですけども、例えば冷房を減らす対策として、自然換気というのがございまして、これは、それほど暑くない時期といいますか、外の気温がそんなに高くない時期でも中はいろんな発熱があって冷房が必要という状況がございまして、そういうときに、冷房装置を使わずに快適な熱環境に保つということである、ちゃんと窓等を風が入り込んでくるようなデザインとか、それから、あるいは空気を抜くようなシャフトをデザインするとか、これは建築のデザインも含めた総合的な環境デザインの中で達成していかないといけない。ですから、先生のご質問の中で言えば、やっぱり、こういうものをしっかり普及させていくためには、設計に手間をかけてしっかりと設計した良質な建物を大阪にしっかりと残していくというためのそういう設計を丁寧にするようなことを後押しするような施策といいますか、そういうものをぜひこれから考えていただきたいというふうに考えてございます。

花田委員 どうもありがとうございます。

石井会長 よろしいでしょうか。

多分、わかりにくいという部分もあるんだと思うので、何か府民説明のとき

などは少し解説が要るのかなというふうに思います。

ほかはいかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。花田委員から少しご質問がございましたけれども、ご了解いただけただというふうにみなしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

石井会長 それでは、本案ですけれども、審議会の答申とさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、5番目の審議事項でございます。「大阪府における流入車対策及び大型車を中心とする自動車環境対策の新たな取組について」ということで、この件は、本年3月の第53回の本審議会で大阪府から諮問があったものでございます。流入車対策部会におかれて集中的にご審議いただいております。今般、部会としての報告を取りまとめていただいておりますので、部会長の近藤委員の方から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

近藤委員 流入車対策部会の近藤でございます。

この件は、本年3月25日に知事から諮問されました「大阪府における流入車対策及び大型車を中心とする自動車環境対策の新たな取組について」ということで、流入車対策部会において6月、7月に集中的に審議をいたしまして、部会報告案を作成いたしました。

その後、9月に1カ月のパブリックコメントを経て、10月に第3回目の部会を開催し、部会報告として取りまとめました。ということで、ご報告をさせていただきます。

資料としましては、部会報告書が資料5-2にあります。それと、もう1つ、お手元にお配りしておりますA3判の1枚物の資料5-1がございます。説明は、この資料5-1のA3判に従って説明させていただきたいと思えます。

まず、左側の上のところを見ていただければと思うんですが、平成25年6月に策定した第3次のNO_x・PM総量削減計画の進捗状況ですが、流入車規制をはじめとする自動車環境対策を推進した結果、目標年次の平成27年度では、二酸化窒素は6年連続で全ての監視測定局で環境基準を達成しています。また、NO_x・PM排出量は、平成24年時の時点で既に平成27年度の目標を達成しているという状況がございます。

続きまして、現状ですけれども、NOxの排出量については、貨物自動車
が82%を占め、1台当たりでは乗用車に対して162倍に達しています。

また、運送業者の99%は中小事業者で成り立っておりまして、経営環境は
非常に厳しいと、そういうような現状がございます。

それを受けまして、課題としては、流入車規制については、事業用自動車、
いわゆる緑ナンバーと言われる自動車は、大部分が適合車に改善したものの、
自家用自動車、これは白ナンバーというふうに言われますが、事業用自動車に
比べて非適合車率が高い、達成率が悪いという状況になっています。

また、運送事業者にとって環境配慮の取組は、経済的にも人的にも負担とし
て受け取られていまして、自発的な環境配慮の取組を促進することは容易では
ないというような課題がございます。

これらを踏まえまして、平成32年度の目標の早期達成に向け、資料の右側
に書いておりますが、今後の新たな取組として、中小事業者等へのサポートへ
の充実が必要というようなことを提案しております。

具体的には、右側の(1)と書いているところ、効果的かつ効率的な流入車
規制の推進として、緑ナンバー対策から白ナンバー対策、自家用自動車対策に
シフトをしまして、役割を終えたステッカー制度や荷主等の確認・記録義務は
終了するというようにいたしました。

続きまして、その下の(2)ですが、中小事業者に対する取組支援といたし
ましては、エコドライブや輸送効率化などの意義やメリット等の理解を深め、
実践行動につなげていくということにしております。

それから、3つ目ですけれども、市町村との連携強化ということですが、計
画の対象地域は、今、一部大阪府から抜けていまして、37市町になっている
んですが、これを全市町村に広げるということを提案しています。

また、一番上の(仮称)ECO交通推進センターと書いていますが、これら
の環境配慮の取組推進のための拠点機能を整備すべきというふうにしておりま
す。

なお、詳細については、新たな取組は、資料5-1の報告書の20ページか
ら24ページにかけて詳しく書いております。また、流入車規制に対しての見
直し内容は21ページ、それから、見直し前後の比較表については、33ペー

ジに表としてまとめておりますので、またご参照いただければと思います。

以上で部会報告の説明は終わらせていただきます。ありがとうございました。

石井会長 ありがとうございました。部会におかれましては、精力的にご検討いただき、報告をいただきました。ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明ですけれども、ご意見、ご質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特にご意見はないということよろしいですか。

それでは、ただいまご説明がありました本案ですけれども、審議会の答申とさせていただきますよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

石井会長 ありがとうございます。お認めいただいたということにさせていただきますと思います。

それでは、引き続き6番でございます。環境・みどり活動促進部会運営要領の改正についてということでございます。部会長の増田委員、お願いいたします。

増田委員 増田でございます。資料6-1及び6-2を用いてご説明をさせていただきますと思います。

そこでございますように、環境・みどり活動促進部会の運営方針の見直しでございますけれども、6-1にはその改正趣旨、資料6-2には運営要領の新旧対照表を示しております。

この改正の趣旨でございますが、そこでございますように、環境に関わる審議の案件、それとみどり活動に関わる審議の案件、合同化しました平成25年当初は年5回、5件という対象になっておりましたけれども、今年度は環境が5、みどりが4という形で、9の審議案件が発生しているということで、少し、より効率的な部会運営を図りたいということで、その見直しとして、環境とみどりのそれぞれの分野別に各委員の所掌事項をあらかじめ定めるというふうに改正をさせていただきますということでございます。

具体的には、資料6-2をあけていただきますと、下線部のところに新旧対照表を示しております。

第2条のところ、所掌事項等というところで、ここで環境とみどりのそれぞ

れの分野別に各委員の所掌事項をあらかじめ定めるという項目を付記させていただきたい。この所掌事項をあらかじめ定めることによって、環境の分野に関わるもの、みどり分野に関わるものを選び分けた、分離した段階で展開をさせていきたいということでございます。

組織ですけれども、第3、組織についてですが、要領改正案の第4項のところでございますように、第3条で部会に所属する委員の所掌事項をあらかじめ定めた後、第4条で、審議事項に応じた所掌事項を担当する委員及び専門委員を招集して、2分の1以上の出席で成立すると、こういうふうな形で効率よく進めていきたいということでございます。

もう1度1ページ目に戻っていただきまして、見直しの結果、基本的には、環境担当で年2、3回程度、みどり担当で同じく年2、3回程度の部会運営をして、審議事項を進めてまいりたいということでございます。

なお、部会長は、基本的には両部会にともに出席をして、両部会の整合性を図っていくという形で展開したいと考えております。

各委員のそれぞれの担当分野につきましては、本日ここで要領改正案についてご了承いただけましたら、後日、各委員のご専門の分野を参考に部会で決めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で報告事項でございます。

石井会長 ありがとうございます。運営要領を改正して、委員の負担を減らしつつ、効率的にやりたいと。ただ、部会長の負担は変わらないというふうなご提案でございますけれども、これは報告事項と今、増田先生おっしゃいましたけど、これは審議事項なので、ご審議いただきたいというふうに思っております。皆さん、ご意見、ご質問があったらお願いいたします。

では、部会長の犠牲のもとにみたいなところもあるんですけども、このような形でお認めしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

石井会長 どうもありがとうございます。それでは、お認めしたいと思います。ありがとうございました。

以上で、本日の審議事項については終了でございます。案外効率的にいておりまして、快調なペースとは言いませんけれども、この調子ですいません、

報告事項に移らせていただきたいと思います。

今回は5件ございます。まずは、大阪府地球温暖化対策実行計画及びおおさかヒートアイランド対策推進計画の進捗状況についてということで、温暖化対策部会長、下田先生からお願いいたします。

下田委員 温暖化対策部会、部会長の下田でございます。温暖化対策部会では、10月14日に部会を開催いたしまして、大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と、それから、おおさかヒートアイランド対策推進計画という2つの計画の進捗状況について審議を行ってございます。

資料7をごらんください。まず、表側が大阪府地球温暖化対策実行計画となっております。これは、左側が、まず前計画ということで、これは2012年3月に決めて、14年度までが計画期間だったものでございます。

こちらは、2014年度までに温室効果ガス排出量を基準年度比で15%削減ということで、この最終年度の2014年度の数値が出てまいりました。それがその進捗状況にございますように、その基準年度比で20.9%削減、これは電気の排出係数を2008年度で固定するというルールでやっておりますけれども、20.9%削減ですから、計画の削減目標を達成することができております。

ただ、その一番下の表を見ていただきますと、減ったのが産業、運輸で、民生の家庭、業務、その他というところは増ということでございますので、やはり、先ほどの建築物の環境配慮のような取り組みが重要であるということが再度認識されるわけでございます。

次に、右側の囲みが、今度は現計画、今動いております計画で、これは昨年、2015年3月に策定いたしまして、2015年度から2020年度までが計画期間でございます。

こちらでは、2020年度までに温室効果ガス排出量を2005年度比で7%削減ということを挙げております。ただ、まだ2015年の数値が現在出ておりませんので、まだその進行管理というところには至っておりません。それから、目標達成するために、その真ん中のところの表にございますように、それぞれの部門に部門ごとの対策指標というのを立てて、管理することになってございます。

現在は、この計画に基づいて、各部門について、一番下の表のような取り組みを進めているところでございます。

それから、裏返していただきまして、おおさかヒートアイランド対策推進計画の進行管理の方でございます。

この計画では、かなり難しいんですけれども、地球温暖化の影響を除外したということで、それで計算した熱帯夜日数を2000年より3割減らすということを定量的な目標として、目標1として掲げております。

それから、目標2としては、屋外空間における既存のクールスポットの活用や創出をすることにより、屋外空間における夏の昼間の暑熱環境を改善すると、この2つの目標を掲げて進めております。

目標1の進捗状況でございますけれども、熱帯夜日数を地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数ということで、これは観測値の方から導いたものでございますけれども、最新の2014年の熱帯夜日数が29日ということになっておりまして、これは基準年2000年が37日であったことからいうと2割2分、2.2割の削減ということになっております。

この29日という値は、2012年から2016年までの5年間の熱帯夜日数の平均ということで、これは少し暑い年とか涼しい年の影響を考慮して評価しようということをしているんですけれども、ただ、2014年と、それから2015年は、少し冷夏の傾向がありましたので、かなり下がってはいるんですけれども、少しそのことも考慮して評価してやる必要があると。

その下の、参考として、システム計算により推測した熱帯夜日数というのは、これは実際はかった値ではなくて、大阪府下における透水性・保水性舗装の普及率でありますとか、それから、市街地における緑被率のような定量的に評価できるようなものをシミュレーションに入れて評価したものでございます。これで計算上は2000年に比べまして2014年で2日、0.5割の削減ということになっております。

それから、右上は、表2ですけれども、これは目標1の進捗状況ということで、ヒートアイランド現象の緩和策として、2015年度に実施された人工排熱の低減策、建物・地表面の高温化抑制策、都市形態の改善策ということの取り組みを示させていただいております。

それから、下の目標2の進捗状況というところでは、夏の昼間の暑熱環境がもたらす人への熱ストレスの影響を軽減するために、2015年度に行われた主な取り組みを記載しております。このあたりは、適応策の推進と書いてございますけれども、これはヒートアイランドの適応策でもあり、本日、諮問いただきました温暖化に対する適応策の1つにもなっているというふうに考えております。

以上、非常に簡単でございますけれども、温暖化対策部会の報告とさせていただきます。

石井会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明ですけれども、ご質問等あったらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

熱帯夜自身は、長期的には増えていたけれども、2000年からはいろいろなシミュレーション等、地球温暖化の影響を除外する等のやり方ですると、減っているというふうなご報告だったと思います。よろしいでしょうか。

それでは、下田部会長、どうもありがとうございました。

続きまして、報告事項の2件目でございます。温泉法に基づく温泉掘削等許可についてということで、温泉部会長の益田委員からお願いいたします。

益田委員 益田でございます。では、報告させていただきます。資料8をごらんください。

温泉部会を平成28年8月9日に開催いたしました。その結果が資料8に載っております。

平成28年度第1回温泉部会では、知事から諮問のありました温泉掘削許可申請1件につきまして、審議いたしました。

温泉掘削許可申請につきましては、既存温泉への影響など、温泉の保護という観点から申請地の地質状況、掘削深度などについて審議いたしました結果、許可することに支障なしと決議いたしました。

以上でございます。

石井会長 ありがとうございます。

1件の申請があり、許可するというところでございます。ご意見、ご質問あったらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

では、続きまして3件目でございます。大阪21世紀の新環境総合計画の点検評価結果（毎年度サイクル）について。これにつきましては、実は部会長が私が務めておりますので、事務局の方からご説明をとりあえずお伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

安井環境農林水産総務課長 それでは、環境農林水産総務課の安井でございます。私の方からご説明させていただきます。

まず、点検評価の手順につきまして、資料9の4ページ目をごらんいただきたいと思っております。

環境総合計画は、各施策事業の年度ごとの達成状況、この自己評価をベースに環境総合計画部会において点検評価していただくということで、PDCAサイクルを回し、進行管理を行っております。

具体的には、まず、前年度に講じた施策事業からその代表的なものを抽出いたしまして、個別の施策事業ごとに取り組み指標、実績、進捗状況などについて府が自己評価資料を作成いたします。この自己評価資料につきましては、本資料の後ろにご参考としてつけておりますが、この資料などをもとに、部会においてアウトプットの達成状況を中心に、専門的な見地から点検評価を行っていただきます。

これらの点検評価に加えまして、さらに計画の柱でございます低炭素、資源循環、生物多様性、健康、快適な地域づくりの5つの分野から毎年1ないし2の分野を選定いたしまして、重点的に、より詳細な点検評価を行っております。今回は低炭素・省エネルギー社会の構築及び健康で安心して暮らせる社会の構築の分野を対象に評価いただきました。

その結果、施策事業はおおむね順調に進んでいると確認されました。また、2ページ目の方でございますように、例えば事業全般に対しては、進捗状況を想定以下と自己評価した施策事業について、その原因解析、対応策が重要などといった貴重なご意見を頂戴いたしました。今後、進捗管理を図っていく上で、その改善に活かしてまいりたいというふうに考えております。

なお、低炭素・省エネルギー社会の構築の分野を対象とした重点的な点検評価につきましては、大阪府環境審議会温暖化対策部会において、毎年度、専門

的視点によりまして進捗管理が行われておりますため、今後は本部会では実施しないというふうになりましたことをご報告させていただきます。

報告は以上でございます。

石井会長 ありがとうございます。事務局の方からご説明いただきました。

資料9の参考にありますように、本当にたくさんの項目がございまして、この評価、右の方に星印で示してあるように、星が4つあったら想定以上、3つだったら想定どおりで、2つのものが想定以下、それから、1つだったら想定以下で要改善だというふうな形で、これを一覧して、あまり時間が部会の中ではないんですけれども、密度の濃い議論をして、今のようなご報告になったということでございます。

それでは、何かご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

多分短時間では言い切れないのではないかなと思うんですけれども、おおむね星3つ、4つというあたりが多いのかなと思うんですけれども、特に星2つのあたりを取り上げて、部会の中では集中的に審議をしたりしております。

よろしいでしょうか。また、ごらんになっていただいて、ご意見等あったら、府の方にお寄せいただければというふうに思います。ありがとうございます。

では、引き続きまして、4番目でございます。基金活用事業等の審査結果等についてということで、これも環境・みどり活動促進部会長の増田先生の方からお願いします。

増田委員 それでは、資料に基づきまして、基金活用事業等の平成28年度の審査及び審議事項の結果についてご報告をさせていただきます。先ほど少し課題に、部会の開催が課題になっているというのを少し見ていただいたら、実感いただけるかなと思います。

資料10で記載しておりますように、部会で審議事項の結果でございますけれども、これは大阪府環境審議会条例及び環境・みどり活動促進部会運営要領の規定に基づきまして、本部会の決議をこの大阪府環境審議会の決議にかえさせていただきます。ということでございます。

それでは、資料10を見ていただきまして、部会を5回開催し、各種の補助事業、顕彰事業等、あるいは活動方策についての検討を進めてまいりました。

そこにごございますように、開催状況は、平成28年6月17日が第1回で、

10月26日、第5回ということでございます。

まず、環境保全活動助成金事業の審査結果でございますけれども、ここにご
ざいますように、民間団体の皆さん方の豊かな環境の保全や創造に資する自主
的な活動を支援するために、事業の補助を行うものでございます。

2 ページ目を見ていただきますと、本件申請がこの1番から10番までござ
いまして、全て有効な活動であるということで助成をさせていただきました。

1番が日本野鳥の会大阪支部さんの大阪府鳥類目録2016年の作成から、1
0番目、特定非営利法人すいた環境学習協会さんの都市に残された自然(里山)
の再生・保全活動事業の実践といったようなものでございます。

3番目が、おおさか環境賞の選考についてということでございます。これに
つきましては、自主的かつ積極的に他の模範となるような環境の保全または創
造に資する活動に取り組まれています団体等の活動を表彰する制度でございま
す。

本件は、7件の推薦がございまして、表5に示しますように、5件を対象と
いたしました。大賞は、今回残念ながら該当ございませんでしたが、準大賞と
いたしまして府民活動部門、命の輝き共生の森計画推進協議会様の中環の森緑
化推進及び維持管理と環境教育の場づくり、事業活動部門に関しましては、大
阪河内長野ガス株式会社さん、小学校環境教育出前授業(環境教育次世代育成
活動)でございまして。

審査員特別賞といたしまして、従前に1度大賞をとられている活動でござい
ますけれども、私の所属しております府立大学の学生の環境部エコロ助、これ
が大賞から継続して活動を継続されているということで、特別賞とさせていた
だきました。

以上が、おおさか環境賞の選考結果についてでございます。

4番目が、先ほどもヒートアイランド対策等ございましたけれども、その
具体的な促進のためということで、大阪府クールスポットモデル拠点推進事
業の審査についてということを行わせていただきました。

これは、具体的に先進的なクールスポットをモデル的に整備していくときの
設置費用の補助を行うというものでございます。今回は、申請のありましたS
ENRITO読売クールスポット事業、及び、あべのキューズモールクールス

ポット整備事業、2事業の申請がございまして、両事業とも非常に有効な結果が期待できるということで、助成対象とさせていただきました。

その次が第5番目、地域環境活動を広げる府民共同発電補助事業の審査結果について、これに関しましては、この基金を活用いたしまして環境NPOが地域の公益的施設、公民館であったり教育施設であったり福祉施設であったりという公益的施設において、府民等から寄附や出資を集めて太陽光発電を設置し、施設との連携で環境活動を行う取り組みに対する補助でございます。

本件、具体的には2件の申請がございまして、1次募集で1件、2次募集で1件、合計2件の採択をさせていただきました。

1件が、特定非営利法人すいた市民環境会議様がドリーマーぷくぷく（障がい者作業所）と連携されまして9.40キロワットの出力。豊中市民エネルギーの会の皆さんがあっふるこども園というこども園、それと連携されまして8.16キロワットの出力の設置をされたということでございます。

6番目が、実感できるみどりづくり事業の推進についてということで、これにつきましては、市街地の中心部あるいは駅前等、多くの府民、来阪者の目に触れる場所で、府民が憩える緑陰空間の整備とともに、街区単位での緑化の促進をまわりの企業や住民に呼びかける民間事業者を「実感・みどり事業者」として、まず認定し、その認定された民間事業者に対しまして、緑化施設の整備、緑化プランの策定等に関わる経費の一部助成をさせていただきました。

ここにございますように、今回は1番から4件の認定をさせていただいたということで、株式会社三栄建設さんの心齋橋ビッグステップから、4番目の学校法人森友学園、豊中市の新設小学校ですね。こういう形で採択させていただいたということでございます。

7番目がグリーンストリート支援事業、これはみどりの風促進区域内で、民有地で緑化に取り組む企業あるいは地域の皆さん方に緑化資材を提供するといったものでございます。今回は、寝屋川市仁和寺町のコーナン商事株式会社さん、それと吹田市千里万博公園の大阪高速鉄道株式会社さんにおのこのこに記載の整備内容で助成させていただいたということでございます。

残り、8番がみどり基金の活用について、9番が環境保全基金の活用について、ここに記載のとおり、緑化普及に関わるための施策に基金を活用していく、

あるいは、環境行動、環境学習、低炭素・エネルギーというふうなところへの寄与する活動へ活用していくということを審議で決めさせていただいたという内容でございます。

少し長くなりましたけれども、以上でございます。

石井会長 ありがとうございます。5回の部会を通して、精力的にご議論いただきました。

では、ただいまのご報告ですけれども、ご意見等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、増田部会長、どうもありがとうございます。

引き続き、5番目行きましょう。循環型社会形成推進条例に基づくリサイクル製品の認定についてということで、リサイクル製品認定部会長、貫上先生、お願いいたします。

貫上委員 部会長の貫上でございます。今年度から部会長を拝命しておりますので、初めてでございますが、また、この審議会も前回欠席いたしまして、今回初めてでございます。よろしく申し上げます。

それでは、資料の11番に従いましてご報告させていただきたいと思えます。まず、1ページ目をごらんいただけたらと思えます。

本年度の第1回といたしまして、大阪府にて認定申請を募集いたしました。それらの製品につきまして、8月24日付で知事から諮問がありましたので、8月29日にリサイクル製品の認定部会を開催いたしまして、審議を行いました。この審議結果につきましては、大阪府の環境審議会リサイクル製品認定部会運営要領によりまして、部会の決議を環境審議会の決議とするということになっておりますので、先ほど申し上げました8月29日付、部会の開催日でございますが、この日の同日付で審議会の会長名で知事に答申させていただきました。その要領に基づきまして、内容についてご報告させていただきます。

2ページ目をごらんいただけたらと思えます。

6月20日から7月15日まで申請を募集いたしまして、52製品について申請がございました。ちょうど次の3ページ目から4ページ目に当たる横長の表が全部で52製品でございます。

内容につきましては、再生材料を使用しましたプラスチックの製品であるとか、

トイレットペーパーであるとか、それから、再生舗装材というようなものでございます。申請がございました製品につきまして、循環資源の配合率であるとか、J I S規格等の各種の規格への適合度合いなんかにつきまして、部会で審議させていただきました。

その結果ですが、申請ございました52製品全てにつきまして、認定することが適当であるということを確認させていただきました。

この答申を同日でさせていただきまして、その結果を踏まえまして、大阪府のこれらの製品について、平成28年10月1日付で製品を認定するという形で認定を行ったところでございます。

それから、2ページ目のちょうど真ん中あたりでございます。参考1というふうに四角囲みで囲っているところでございますが、認定製品の現況についてということでございます。特に繰り返しリサイクルされる製品、1回再利用されて、そのまま処分されるものではなくて、繰り返しリサイクルされるものという製品につきましては、なにわエコ良品ネクストと、そういう形での認定をしておるんですが、それも含めまして、現在認定製品数が合計261製品という形になっております。

また、今日の受付のときにごらんいただけたかと思えますけども、受付のすぐ横のところにトイレットペーパーとか幾つか並べさせていただいておりますので、もしお帰りの際に、再度ご確認いただけたらと思えます。

本部会からは以上でございます。

石井会長 ありがとうございます。

では、ただいまのご説明ですけれども、ご質問等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

貫上部会長、ありがとうございます。

それでは、その他の案件に移りたいと思います。1件だけございまして、瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画の変更についてということでございます。では、事務局からご説明ください。

片山環境保全課長 環境保全課の片山でございます。よろしく申し上げます。

お手元の資料12をごらんください。失礼して、座らせていただきまして、ご報告いたします。

今回変更いたしております瀬戸内海の環境保全に関する大阪府計画につきましては、左上にございます計画の変更の経緯、これの3つ目の丸のところでございますけれども、昨年6月に、この計画のあり方につきまして本審議会に諮問をさせていただきました。瀬戸内海環境保全計画部会を設置いただきまして、ご審議をいただき、前回、6月の本審議会でご審議の上、答申をいただいたところでございます。

その後、このいただきましたご答申を踏まえまして、府におきまして計画案を作成し、7月中旬から1カ月間、計画案のパブリックコメントを行いまして、その後、国との協議を経まして、この10月31日に計画を変更いたしました。

変更した計画の概要につきましては、資料の左下に計画の目標、それから、右上に目標達成のための基本的な施策、これにつきましては先ほど池部会長からもご紹介いただいたところでございますけれども、そういった内容が盛り込まれております。

また、右下に計画の推進というふうに記載をしておりますとおりでございまして、具体には、前回の本審議会におきまして部会長からご報告いただきました内容に沿いまして、計画を作成しております。

今回の変更につきまして、資料の左の中ほどに変更のポイントといたしまして、3点挙げさせていただいております。

まず、大阪湾の水質などの状況あるいは課題が海域によって大きく異なるということがございますことから、この右側の図にございまして、大阪湾を3つのゾーンに区分し、それぞれきめ細かく取り組みを推進するということとしております。

次に、目指すべき大阪湾の将来像、具体的には多面的価値・機能が最大限に発揮された豊かな大阪湾が実現しているという将来像を掲げまして、その将来像を実現するために、大きく4つの個別目標を設定しているところでございます。

また、取り組みの進捗状況につきましては、可能な限り定量的な指標を用いまして点検をしていくということとしております。

本計画の期間はおおむね10年としておりまして、今後、将来像で掲げております豊かな大阪湾、この実現に向けまして、具体的な手法を検討しつつ、各

施策に取り組んでまいりたいと存じます。

報告は以上でございます。

石井会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまのご説明ですけれども、ご質問等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

これで本日予定されておりました議事は終了ですけれども、この機会です。何か委員の皆様からご意見等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、長時間にわたりまして議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。おかげさまで予定した時間内に終了することができました。ありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

司会 ありがとうございました。

閉会に当たりまして、環境政策監の天下から挨拶申し上げます。

天下環境政策監 石井会長をはじめ、委員の皆様には、限られた時間、集中したご審議、まことにありがとうございました。

本日、諮問をさせていただきました気候変動の影響への適応について、来年6月の審議会に向けて非常に限られた時間の中で集中したご審議を賜ることになりますけれども、ぜひよろしく願い申し上げます。

また、本日答申をいただきました河川水質環境基準に係る類型指定についてを含めました4件につきましては、私どもの方で速やかに施策事業化を図りまして、鋭意その推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

引き続き、委員の皆様方におかれましては、私ども大阪府の環境行政に格別のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

司会 本日予定しておりましたものは以上でございます。

なお、お名前をご記入いただきました出席確認票はお席の上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。

これで本日の審議会を終了させていただきます。長時間、どうもありがとう

ございました。

— 了 —